

第8章

特殊災害対策計画

第8章 特殊災害対策計画

第1節 急傾斜地防災対策計画

1 目的

この計画は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条及び第20条の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「危険区域」という）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」）における住民の生命、身体及び財産を保護するため、当該急傾斜地の崩壊による災害予防対策について定めることを目的とする。

2 災害予防

(1) 危険区域

（人口等は、令和元年8月1日現在）

区域名	告示年月日	急傾斜地の崩壊による危険区域	面積 ha	人口	世帯数	建造物延棟数
上 浜	昭和46. 3. 31	会所前1丁目 国道336号線 道路敷境界線	27.1	98	52	不明
上 浜	昭和45. 3. 31	会所前2丁目				
入舟町	昭和46. 3. 31	会所前3丁目	31.1	65	33	不明
音調津	平成7. 4. 21	音調津	11.1	不明	不明	不明

(2) 警戒区域

（令和3年2月1日現在）

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	・東1条5～9丁目 ・会所前2、3丁目 ・本通5、9丁目	広尾入舟町	I-8-29-2675	平成26年 9月5日	○	
急傾斜地の崩壊	・丸山通南4～5丁目 ・白樺通北1丁目 ・字茂寄	広尾丸山通 南5丁目	I-8-25-2671	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・会所前1～3丁目 ・会所通 ・東1条5丁目	広尾二見町 ・海岸町	I-8-27-2673	平成31年 3月29日	○	○

第8章 特殊災害対策計画

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	・西3条3～4丁目 ・西4条5丁目 ・字茂寄南	広尾西4条5丁目	I-8-28-2674	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄3	I-8-33-2679	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字ヲナヲベツ	広尾美幌1	I-8-37-2683	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字野塚 ・字野塚西通 ・字野塚本通	広尾野塚	II-8-37-2044	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・紅葉通北1丁目 ・紅葉通南1丁目	広尾紅葉通北1丁目1	II-8-38-2045	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・西3条3丁目 ・字茂寄南	広尾西3条3丁目	II-8-41-2048	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・西3条2丁目 ・字茂寄南	広尾西3条2丁目	II-8-42-2049	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・並木通東1丁目 ・東3条12丁目 ・会所前4丁目	広尾並木通東1丁目1	II-8-43-2050	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・東3条11丁目 ・東3条12丁目 ・会所前4丁目	広尾東3条11丁目1	II-8-44-2051	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・東3条11丁目 ・会所前4丁目	広尾東3条11丁目2	II-8-45-2052	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・西1条1丁目 ・西2条1丁目 ・字茂寄南	広尾茂寄6	II-8-48-2055	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・西1条1丁目 ・会所前1丁目 ・字茂寄南	広尾茂寄8	II-8-49-2056	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字モエケシ	広尾モエケシ1	II-8-53-2060	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字モエケシ	広尾モエケシ2	II-8-54-2061	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・紅葉通北1丁目 ・紅葉通南1丁目 ・字茂寄	広尾紅葉通南1丁目	III-8-10-711	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・並木通東1～2丁目 ・会所前4～5丁目	広尾並木通東1丁目2	III-8-12-713	平成31年 3月29日	○	○

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	・東2条10～11丁目 ・東3条11丁目 ・会所前4丁目	広尾東2条11丁目	Ⅲ-8-14-715	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・西2条1丁目 ・西3条2丁目 ・字茂寄南	広尾茂寄10	Ⅲ-8-15-716	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄南 ・陣屋 ・西4条5～6丁目	広尾茂寄11	Ⅲ-8-16-717	平成31年 3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	・陣屋 ・字茂寄 ・紅葉通北1丁目	広尾陣屋	I-8-26-2672	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・東1条9丁目 ・東2条10丁目 ・会所前4丁目	広尾東2条10丁目	I-8-30-2676	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄7	I-8-34-2680	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字フンベ ・字茂寄	広尾フンベ1	I-8-35-2681	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字フンベ ・字茂寄	広尾フンベ2	I-8-36-2682	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字美幌	広尾美幌2	I-8-38-2684	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字音調津	広尾音調津1	I-8-39-2685	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字ルベシベツ	広尾ルベシベツ	I-8-40-2686	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・並木通西3丁目	広尾並木通西3丁目	Ⅱ-8-40-2047	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄9	Ⅱ-8-46-2053	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄4	Ⅱ-8-47-2054	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字チェシウス	広尾フンベ3	Ⅱ-8-50-2057	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字美幌	広尾美幌3	Ⅱ-8-51-2058	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字音調津 ・字ヲシラベツ ・字ヲリコマナイ	広尾音調津2	Ⅱ-8-52-2059	令和2年 3月27日	○	○

第8章 特殊災害対策計画

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	・字モエケシ	広尾モエケシ3	Ⅱ-8-55-2062	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・並木通東2～3丁目 ・会所前4～5丁目	広尾並木通東3 丁目1	Ⅱ-8-88-2411	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・並木通西4丁目	広尾並木通西4 丁目	Ⅲ-8-11-712	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・並木通東3～4丁目 ・会所前5～6丁目	広尾並木通東3 丁目2	Ⅲ-8-13-714	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄12	Ⅲ-8-17-718	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄13	Ⅲ-8-18-719	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄14	Ⅲ-8-19-720	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・紅葉通南1丁目 ・字茂寄	広尾茂寄5	Ⅲ-8-20-721	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・白樺通南3～4丁目 ・字茂寄	広尾茂寄南1	Ⅲ-8-21-722	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・茂寄南3線	広尾茂寄南3	Ⅲ-8-23-724	令和2年 3月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字広尾 ・丸山通北6～7丁目	広尾丸山通北6 丁目	I-8-24-2670	令和3年 1月22日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・丸山通南4丁目	広尾茂寄1	I-8-31-2677	令和3年 1月22日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・丸山通南3～4丁目	広尾茂寄2	I-8-32-2678	令和3年 1月22日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・白樺通南1丁目 ・紅葉通北1丁目	広尾白樺通北1 丁目	Ⅲ-8-9-710	令和3年 1月22日	○	○
急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄南2	Ⅲ-8-22-723	令和3年 1月22日	○	○
土石流	・字ヲリコマナイ	ヲナヨベツ2の 沢川	I-83-0020	平成31年 3月29日	○	
土石流	・字野塚13線 ・字野塚	楽古ニの沢川	I-83-0030	平成31年 3月29日	○	
土石流	・錦通南4丁目 ・字広尾	錦一の沢川	Ⅲ-83-003	令和2年 3月27日	○	

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
土石流	・公園通北4丁目 ・字広尾	第二小学校の沢川	Ⅲ-83-005	令和2年 3月27日	○	
土石流	・字茂寄支線	牧場一の沢川	Ⅲ-83-001	令和3年 1月22日	○	
土石流	・字茂寄支線	牧場二の沢川	Ⅲ-83-002	令和3年 1月22日	○	
土石流	・字広尾	錦二の沢川	Ⅲ-83-004	令和3年 1月22日	○	
土石流	・字広尾 ・丸山通南8～9丁目 ・白樺通北2丁目	丸山二の沢川	Ⅲ-83-007	令和3年 1月22日	○	
土石流	・字広尾 ・丸山通南8～9丁目 ・白樺通北2丁目 ・白樺通北3丁目	丸山三の沢川	Ⅲ-83-008	令和3年 1月22日	○	
土石流	・字モエケシ	モエケシ1の沢川	Ⅱ-83-0010	令和2年 3月27日	○	○
土石流	・丸山通南8丁目 ・丸山通北7丁目 ・字広尾	丸山一の沢川	Ⅲ-83-006	令和2年 3月27日	○	○
土石流	・字上トヨイ北	アイアン1の沢川	I-83-0040	令和3年 1月22日	○	○

(3) 情報の収集及び伝達方法

ア 伝達を要する気象予警報の種類

注意報：大雨注意報、なだれ注意報

警報：大雨警報、暴風警報、洪水警報

特別警報：大雨特別警報、暴風特別警報

イ 予警報及び各種情報の伝達

特別警報、警報、注意報及び各種情報の伝達は、第3章第3節「気象業務に関する計画」に基づき、防災行政無線、電話、広報車等によって行う。

(4) 各区域ごとの対応

各区域の町内会長は、町長より伝達された気象情報等について、速やかに地域住民に周知するとともに、防災部の組織等を活用して危険区域を巡視する等、災害の予防に努めるものとする。

3 災害の防止対策

町長は、危険区域の災害を未然に防止するため、管理者または所有者と協議し応急措置を講ずるとともにその内容、実施すべき時期について定めるものとする。

4 警戒体制

(1) 警戒体制の基準

種別	降雨の状況	町の配備体制	措置基準
第1警戒体制	1. 前日までの連続雨量が100ミリ以上で当日の雨量が50ミリを超えたとき。 2. 前日までの連続雨量が10～100ミリで当日の雨量が80ミリを超えたとき。 3. 前日までの降雨量がない場合で当日の雨量が100ミリを超えたとき。	・総務対策部をもって警戒体制をとり、次の配備体制に円滑に移行できるように措置する。	・危険区域の巡視及び警戒 ・住民への広報
第2警戒体制	1. 前日までの連続雨量が100ミリ以上で当日の雨量が50ミリを超え時間雨量が30ミリの強雨が降り始めたとき。 2. 前日までの連続雨量が10～100ミリで当日の雨量が80ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強雨が降り始めたとき。 3. 前日までの降雨がない場合で当日の雨量が100ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強雨が降り始めたとき。	・総務、厚生、産業、施設、文教、医療の各対策部をもって組織し災害応急活動ができる体制とする。 ・災害が発生しその規模範囲により更に拡大することが予想されるときは、広尾町地域防災計画による。	・住民の避難準備 ・警報の伝達及び警告（災対法第56条） ・避難の指示（災対法第60条）

(2) 危険区域の巡視及び警戒

各危険区域の町内会は、防災部の組織等を活用して降雨に関する気象警報発令中または必要に応じ当該区域を巡視し、異常を発見した場合は第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に基づき速やかに町長に通報する。

5 避難救出

(1) 避難の勧告

町長は、当該区域に崩壊等の危険があると認めたときは、当該区域住民に警告し、避難のための立ち退きを勧告するとともに、その旨を速やかに関係機関に通知しなければならない。

その他、避難救出計画は、第5章第4節「避難対策計画」に準ずる。

(2) 避難所

避難所は、第5章第4節第9「避難所一覧」のとおりとする。

第2節 港湾等災害対策計画

1 目的

港湾等において発生する船舶火災、油の流出、臨海地区における危険物施設等の火災に対処するため、災害予防、応急対策を計画的かつ迅速適切に実施するため、具体的事項について定めることを目的とする。

2 港湾等防災対策の対象となる区域

- (1) 十勝港港湾区域
- (2) 音調津漁港区域

3 予防計画

港湾等における各種災害を未然に防止するため、各機関の実施する事項は、第1章第4節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

(1) 広尾海上保安署

ア 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

- (ア) 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料
- (イ) 港湾状況
- (ウ) 防災施設、器材等の種類、保管の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業等）

イ 研修訓練

平常業務を通じ、職員に対して防災に関する指導を行うとともに、随時次の訓練を行うほか、必要に応じ関係機関の行う訓練に参加するものとする。

- (ア) 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修
- (イ) 非常呼集、防火、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、油流出事故対策等の防災に関する訓練
- (ウ) 総合防災訓練

ウ 指導啓発

防災に関し関係機関と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発する。

- (ア) 海難防止運動、防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配付等
- (イ) 在港船舶に対する臨船指導

エ 海事関係法令の励行

日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

- (ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行
- (イ) 船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
- (ウ) 港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(2) 釧路開発建設部

港湾及び漁港における直轄工事の計画、施行に関し、防災上留意すべき事項について十分配慮する。

(3) 広尾町

ア けい留施設の維持管理

油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ 火気及び立入禁止の措置

大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 化学消火剤等の共同備蓄と事業所相互の応援体制の確立及び指導

エ 資料及び情報の交換

入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について、関係機関と相互に交換する。

4 資機材等の整備

- (1) 港湾等における防災対策を円滑に推進するため、関係機関は、化学消火剤、オイルフェンス等の資機材を整備するよう努めなければならない。
- (2) 広尾町関係機関の資機材等の整備状況は次のとおりである。

(令和2年12月現在)

区 分	海上保安署	消防署	港湾課	漁組	日勝シェル	協同 石油
消 火 剤 (kl)		0.312		粉末消火器 6個 36kg	粉末45kg	
油 処 理 剤 (kl)	0.09	0.092	1.278	0.75	0.198	0.14
吸 着 材 (kg)	38.5 (オイルスネア)	0.107	344			
オイルフェンス (m)	200		400	840		
吸着マット (枚)	560 (万国旗型) 10kg 52m 2箱 (マット型) 10kg 50m 2箱 5kg 50m 2箱	500	1000 (万国旗型) 14kg 12箱 (ロール状) 17kg 11巻	1816	200 (マット型) 10kg 2箱	400 10kg 2箱

5 応急対策

港湾等における各種災害に対する応急対策は、第5章「災害応急対策計画」に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 広尾海上保安署

ア 情報の収集及び関係機関に対する通報

災害状況を迅速的確に把握するとともに、その情報を関係機関に通報する。

イ 救援及び避難勧告

(ア) 事故船に対し、船舶の処分等災害局限措置を指導するとともに、被災者の救援を行う。

(イ) 必要に応じ、沿岸住民、船舶に対する避難勧告及び避難援助を行う。

ウ 消防活動

消防機関と連絡を密にして、巡視船等による消火及び延焼の防止を行う。

エ 排出油の拡散防止及び回収除去等

排出油の拡散防止及び回収除去等については以下によるほか、十勝地区沿岸排出油災害対策協議会が作成する排出油防除計画等によるものとする。

- (ア) 関係船舶、船主、代理店、臨海工場等に対し、排出防止措置、拡散防止措置及び除去について指導し、又は「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の定めるところにより除去を命ずる。
- (イ) 排出油の回収指導。
- (ウ) 排出油による切迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油処理剤の散布等の応急措置を行う。
- (エ) 状況により事故船を移動させ、付近地域の安全を図るとともに、災害の拡大防止の措置をとる。
- (オ) 状況により、船体及び排出油の非常処分を考慮する。

オ 広報活動

- (ア) 人心の安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について、適時広報を行う。
- (イ) 船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った時は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ、巡視船による巡回等によりその状況を周知する。

カ 海上交通規制

- (ア) 巡視船によりガスの検知等を行い、危険区域の警戒にあたる。
- (イ) 危険物積載船舶に移動を命ずるほか、危険物荷役の制限または禁止を行う。
- (ウ) 船舶交通の制限または禁止を行うほか、必要に応じ出入港を規制する。

キ その他

- (ア) 臨港地区における災害で、海上からの応援が可能なときは巡視船により協力する。
- (イ) 必要に応じ、巡視船艇の応援派遣を要請する。

(2) 広尾町

ア 警戒区域の設定

危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域へ立入を制限し、もしくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

イ 消防活動

- (ア) 陸上施設の消火及び延焼防止を行う。
- (イ) 船舶の消火活動は、海上保安署と連絡を密にして行う。
- (ウ) 火災現場においては、消防警戒区域を設定して、法令で定める以外の者に対してその区域から退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、もしくは制限する。

ウ 危険物施設に対する保安

火災発生のおそれのあるタンク等を冷却するとともに、危険物を安全な場所に移送、搬出する。

(3) 釧路地方気象台

災害が発生した場合は、防災会議等の要請に基づき、気象観測資料等の情報を提供する。

(4) 広尾警察署

ア 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害警備措置上必要な情報を収集するとともに、関係機関と連絡を密にし、必要と認める場合はその情報を積極的に通報する。

イ 救助、救出

災害による危険箇所、避難立退き地域などを巡視して、避難の遅れた者の発見、救助に努める。

また、負傷者に応急処置を実施し、状況により救護所に搬送する。

ウ 関係機関の行う船舶被災者の救助、救出について、その作業に必要な区域の確保、交通規制、交通整理などを行い協力する。

エ 避難

(ア) 災害から生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは関係地域の居住者に対し、早期に自主避難を行うよう勧告する。

(イ) 緊急を要する場合においては、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立退きを指示する。(立退き指示をした場合は、町長に通知する。また、町長が立退きを指示した場合は、これに協力する。)

オ 警戒区域の設定

災害による生命、身体への危険防止のため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、その区域への立入を制限し、もしくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。(警戒区域を設定した場合は、町長に通知する。町長又は消防職員、団員が警戒区域を設定した場合は、これに協力する。)

カ 道路交通規制

災害発生により、道路における交通に危険が生じるおそれがあるときは、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限する。

キ 犯罪の予防、鎮圧

(ア) 避難した留守家庭及び避難所等に対して、必要により警戒員を派遣するほか、重点的なパトロールを行う。

また、復旧物資をめぐる経済事犯の取締り、物資集積所の盗難などの予防にあたり、被災地域の治安を維持する。

(イ) 被災地における補償、その他利害関係に基づく対立紛争事案に対しては、その情報を収集し、関係機関に通報して事故防止にあたる。

ク 危険物施設に対する保安

(ア) 石油などの危険物については、災害を拡大するおそれがあるので、その施設周辺の立入禁止、住民の避難その他危険防止について措置する。

(イ) 関係機関の行う保安措置について、積極的に協力する

ケ 広報活動

警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入禁止、交通規制、その他の事項について広報を行う。

6 災害に対処する体制

港湾区域及び臨海地区において、大規模な船舶火災等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、広尾町防災会議が中心となり災害対策を推進するものとする。

7 相互応援計画

船舶火災については、「広尾海上保安署ととちぎ広域消防事務組合との船舶消火に関する業務協定書」により実施する。